

活動に向けられている。また、ペアレンタル・コントロールを設定した保護者においても、継続した対策を行っていない場合がある⁴³⁷。

3 青少年のインターネット利用環境に関する公的機関及び民間企業の取組み

(1) 青少年のインターネット利用環境に関連する政策・規制（法律）並びに監督官庁

ア 青少年の個人情報保護

地方自治体での子供の個人情報流出事件が続いている。インフォメーション・コミッショナー・オフィス（Information Commissonners Office：ICO）は、2013年に特別教育支援を受ける（Special education needs）数百人の児童個人情報のデータをなくしたノース・イースト・リンカンシャー・カウンシル（North East Lincolnshire Council）に、80,000ポンドの罰金の支払命令を出した⁴³⁸。また、2014年4月にはバークシャー（Berkshire）カウンシルにおいて、児童虐待の被害者として保護下にある児童の児童福祉課の記録が児童の家族へ配達される途中でなくなるという事件が発生した。この件では、配達した運転手には機密書類であることは通達されていなかった⁴³⁹。

2012年1月には、ウルバー・ハンプトン・シティ・カウンシル（Wolverhampton City Council）の福祉担当者が作成した報告書の中に個人的機密情報が記載されていた。この担当者は、個人情報保護の訓練を受けていなかった。ICOは2011年12月に地方自治体は個人情報保護施策の普及を行うと共に、職員に個人情報保護の訓練を義務付ける通知を行っていたが、職員訓練の義務を怠ったとして、ICOは2014年5月に、この地方自治体に警告通知を出した⁴⁴⁰。

ICOは、2014年4月までの1年間での警告通知及び処分が行われた件数を発表しており、それによると、教育機関で38件、地方自治体で54件が違反している。地方自治体は、医療部門の次に処分件数が多かった。児童と一番接触しやすく、児童の個人情報を保持している医療機関、地方自治体、教育機関が個人情報の違反件数のトップスリーとなっている⁴⁴¹。

⁴³⁷ Ofcom 2014年7月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.71（基準日2014年12月1日）

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

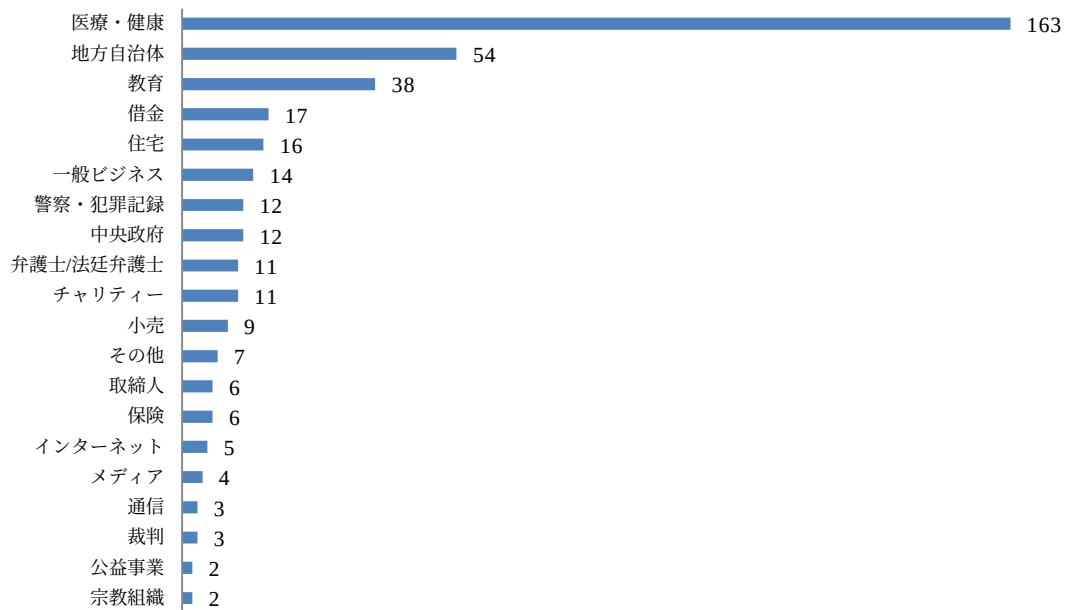
⁴³⁸ ICO 2013年「Hundreds of children's details lost on unencrypted council memory stick」
<https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2013/10/hundreds-of-children-s-details-lost-on-unencrypted-council-memory-stick/>

⁴³⁹ ICO 2014年「Sensitive social services records lost after being left on family's doorstep」
<https://ico.org.uk/about-the-ico/news-and-events/news-and-blogs/2014/04/sensitive-social-services-records-lost-after-being-left-on-family-s-doorstep/>

⁴⁴⁰ ICO 2014年「Data Protection Act」
http://ico.org.uk/enforcement/~media/documents/library/Data_Protection/Notices/wolverhampton-city-council-enforcement-notice.pdf

⁴⁴¹ ICO 2014年「Trends Data breach incidents by sector」 <http://ico.org.uk/enforcement/trends>

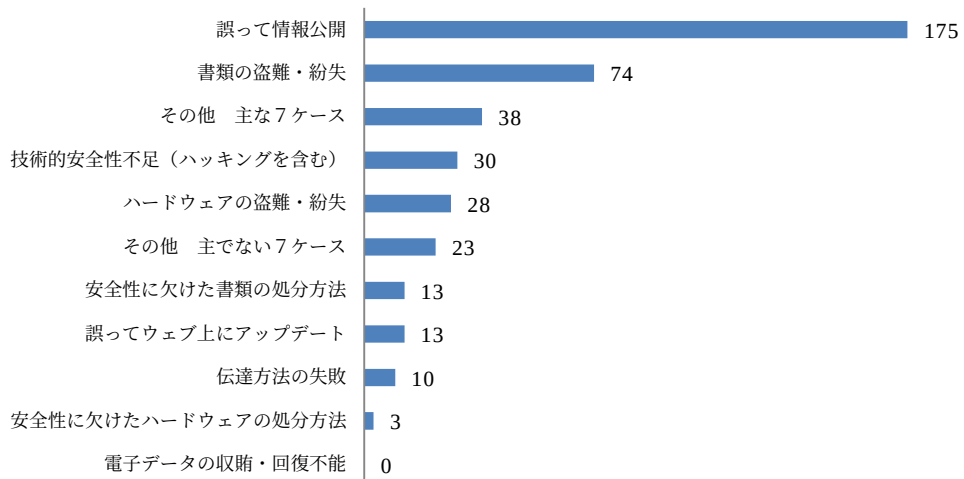
図 128 ICO データ違法件数（セクター別）（単位：件数）



（出典：ICO）

違反タイプ別にみると、誤りによる情報公開が一番多く、二番目に多い書類の紛失・盗難件数の2倍以上となる。

図 129 ICO データ違法件数（タイプ別）（単位：件数）



（出典：ICO）

個人情報保護に関する法律、規制及びその監督官庁、関係団体は以下のとおりである。

表 59 個人情報保護に関する法令・監督機関

法令/規制	監督官庁
1998年データ保護法 (Data Protection Act1998) プライバシー電子通信規則 (Privacy and Electronic Communications Regulations) 情報自由法 (Freedom of Information Act) 2004 年環境情報規則 (The Environmental Information Regulations 2004) 2009年INSPIRE規則 (INSPIRE Regulations 2009)	情報コミッショナー事務局 (Information Commissioner's Office, ICO)

(出典:ICO⁴⁴²)

青少年の個人情報保護に対する政策・規制（法律）並びに監督官庁は以下のとおりである。

表 60 青少年の個人情報保護に関する法令・監督機関及び詳細

法令/規制	監督官庁	内容
1998年データ保護法 (Data Protection Act1998)	情報コミッショナー事務局 (Information Commissioner's Office; ICO)	学校等も含む公共機関や個人での利用以外の目的に使用される可能性のある児童の画像の作製及び保持の規制

(出典: NSPCC, IWF, CEOP等から作成)

青少年の個人情報保護に関するICOの取組みとして、

- ・ ICO は、地方自治体における個人情報保護の強化を求める文書を、イングランドの地方自治体協会である Local Government Association (LGA) と連名で、地方自治体に対して通知を行った⁴⁴³。
- ・ ICO は、2013 年 12 月に携帯電話のアプリとデータ保護法のガイダンスを発行⁴⁴⁴
- ・ ICO は、青少年の個人情報に対するアドバイスと相談窓口として、子供用情報ホームページを開設し、青少年が個人情報公開の手続きの他、困った経験等のコメントを送ることができるようにした。

⁴⁴² ICO 2014年「Legislation」 http://ico.org.uk/what_we_cover/legislation

⁴⁴³ ICO 2014年「Legislation」
<https://ico.org.uk/media/about-the-ico/documents/1042191/annual-report-2013-14.pdf>

⁴⁴⁴ ICO 2014年「Legislation」
<https://ico.org.uk/media/about-the-ico/documents/1042191/annual-report-2013-14.pdf>

また、個人情報保護に関する項目は、現在小学校から義務教育修了時まで学校の学習指導要領に含まれており、2014年9月まではこの個人情報保護の学習項目は市民（Citizenship）、保健（PHSE）及びICTの授業で取り上げられている⁴⁴⁵。

ICOは、青少年の保護対策として情報保護だけでなく、インターネット安全利用においての青少年保護の取り組みも行っている。迷惑コール及び携帯メールのメッセージの対策としてICOは、Ofcomと連携したアクションプランを発表した他、2012年に、ICOは迷惑コール、メッセージに関するガイドを発行した。このガイドは、インターネット上で、250,000回以上閲覧された。また、2013年、2014年にもOfcomは、ガイドを発行しており、今後更に、ターゲットを広めるために動画によるガイドの配信を行う予定である⁴⁴⁶。

(a) 「忘れられる権利（The Right to be Forgotten）」

2014年11月26日、欧州連合（EU）のデータ保護委員会は、「忘れられる権利（right to be forgotten）」の適用範囲におけるガイドラインを発行した⁴⁴⁷。

背景として、すでに解決した差し押さえられた不動産の競売の情報が自分の名前を検索すると表示される事に対し、スペインの裁判所に、Google及びGoogleスペイン社を相手に、プライバシーの侵害として申し立てられた2010年の裁判ケースにおいて、2014年5月に出されたEU司法裁判所の判決により、検索エンジン提供者の検索サービス上における、その情報の責任を認めることとなった。そして、この判決により、個人がインターネット上の情報のリンクを、検索結果から削除することをサービス提供者に要求できる「忘れられる権利」が認められた⁴⁴⁸。

■ 「忘れられる権利」の判決

2014年5月欧州連合（EU）司法裁判所によって以下の判決が出された。

⁴⁴⁵ ICO 2014年「The ICO Schools Project」

<https://ico.org.uk/media/for-organisations/training/1043045/national-curriculum-cross-referencing.pdf>

⁴⁴⁶ ICO 2014年「Update on the ICO and Ofcom Joint Action Plan for tackling nuisance calls and messages」

http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/consultations/silentcalls/JAP_update.pdf

⁴⁴⁷ European Commission 2014年「European Commission Factsheet on the Right to be Forgotten ruling」（基準日2015年1月10日）

http://ec.europa.eu/justice/data-protection/files/factsheets/factsheet_data_protection_en.pdf

⁴⁴⁸ 東史彦 2014年「（忘れられる権利）の判決について知りたい」（基準日2015年1月11日）

<http://eumag.jp/question/f0714/>

- ・ EU圏内においては、EU以外にサーバーを持つデータにあっても、EU内に子会社をもつ場合、EU規制は検索エンジン提供者に適用する。
- ・ Googleにおいては、個人データの収集者として、ヨーロッパ法上での個人データの取扱いの責任が適用される。ゆえに「忘れられる権利」が認められる。
- ・ 「忘れられる権利」において、情報が不正確、不適切、無関係及び必要以上の情報の場合、個人は情報の削除を検索エンジン提供者に要求できる。

この判決を受けGoogleは、個人のプライバシーにおいて申請があった場合は、検索結果から削除を行う対応を始めた。Googleは、削除要求の受付を始めた2014年5月からすでに 719,131リンクに関する197,926 件の削除要求を受けている。2015年1月11日までに、その内、39%のリンクを削除している⁴⁴⁹。

また、この判決により、1995年にすでに発効されていた欧州圏での個人データ情報保護指令に対する新しい解釈の議論が求められた。Googleは、インターネット検索情報において個人情報の対策としてアドバイスグループによる公開討論会を開催し、Googleの削除対策における問題と改善策についての議論を行なっている。

国営放送局であるBBC及び欧州共同体（EU）は、Googleの削除要求に対する対応に懸念を示している。BBC経済編集者のロバート・ペストンのブログが削除されたことにおいて、Googleから記事の削除通知を受けたペストンが調査した結果、削除要求は記事の当事者でなくブログの下にコメントを行なった個人からと断定された。Googleの削除の基準が判決の解釈に合わないという疑問を投げかけている⁴⁵⁰。

前自由党議員でメディアキャンペーングループ「Hacked Off」のメンバーであるエバン・ハリスは、現在の対応は、被害者に逆効果を与えているとして、Googleに対策の変更を提案している。検索サイトのリンクの削除を知った新聞社等のメディアによる「情報の自由」に対するキャンペーンが逆に行われることにより、削除される記事が改めて注目されることになる。Googleは、個人の承認を保護する契約を発行会社と行わない限り、リンクの削除の際に通知を行うべきでない。反対にGoogleが情報元に十分な通知を行っていないといった意見が出ている。

2014年10月のロンドンでの討論会で国営放送局であるBBCの編集政策局長のデビッド・ジョーダン、検索エンジン提供者によって（自社の）記事が間違っ

⁴⁴⁹ Google「欧州のプライバシーに基づく検索結果の削除リクエスト」（基準日2015年1月11日）
<http://www.google.com/transparencyreport/removals/europeprivacy/>.

⁴⁵⁰ 小林恭子「（忘れられる権利）で右往左往するグーグル」日経コンピュータ
<http://www.yomiuri.co.jp/it/report/20140707-0YT8T50110.html>

いると指摘した。Googleは、公衆の知る権利のためにもリンクを残しておくべきで、要望があるから削除するというのは、一方的であるとしている。この討論会で、BBCとテレグラフ紙は、Googleが削除したウェブサイトのリストを2014年10月から発表するとした。Googleのアドバイザリー委員会の討論の後、2015年の初めにGoogleは奨励策を発表する予定である。

(b) EU個人データ保護法におけるガイドライン⁴⁵¹

こういった背景下、2014年11月に発行されたEUガイドラインは、個人情報法の共通の解釈と共に、データ保護局が利用する共通の判断基準を示している。今後、EU加盟国での法令対策が行われていく。

■ EU ガイドラインの概要

- ① EUデータ保護指令内のデータ収集者に、検索エンジンを含める。
- ② 個人データ保護と公衆の知る権利との公正なバランスを考慮する。公人の場合は、削除されない場合もある。
- ③ リストから削除される影響を考慮する。個人情報公衆の知る権利の情報として必要とされる場合は、削除されない。
- ④ 情報源のデータは、削除されない。
- ⑤ 情報内の当事者は、サイト元に検索エンジンからの削除についての承認を取る必要はない。
- ⑥ ヨーロッパ法では個人データ保護は全ての個人に適用されるが、実際はEU圏内の住人であることが明確とされることが必要となる。
- ⑦ リンク削除においての地域的な解釈として、EU法で適用されるデータ削除は最大の効用を持たせるために圏外においても普及されるべきである。「.com」のサイトにおいても効用があることが必要となる。
- ⑧ 削除が行われなかったデータにおいて、その結果を検索エンジンサービス利用者に通知する必要はない。
- ⑨ 検索エンジンは、データ削除の際にサイトの所有者にその通知を行わなくても良い。

⁴⁵¹ GUIDELINES ON THE IMPLEMENTATION OF THE COURT OF JUSTICE OF THE EUROPEAN UNION JUDGMENT ON 「GOOGLE SPAIN AND INC V. AGENCIA ESPAÑOLA DE PROTECCIÓN DE DATOS (AEPD) AND MARIO COSTEJA GONZÁLEZ」 C - 131/12
http://ec.europa.eu/justice/data-protection/article-29/documentation/opinion-recommendation/files/2014/wp225_en.pdf

この指令の拡大により、EU圏外の国やアメリカの検索エンジン提供会社にも対応が求められる事となる。特にGoogleは「.com」のウェブサイトでも同じ削除要求を求められることとなり、国際的な対応が今後必要となる。また、削除されたサイトのリスト及び削除通告においては、Googleは削除されるリストをBBC等の情報元に通知しており、BBCやテレグラフ紙は、それらのリストを発表すると10月の公開討論会で発言した⁴⁵²。

Googleは、日に1,000ほどの削除要求を受け取っており、ケースごとに審査・削除等の対策に追われている。コンサルティング会社のHISのディレクターであるダニエル・ナップは、「欧州や特にドイツでは、アメリカよりプライバシーの保護について慎重である。国際的対策を強いられるGoogleは忘れられる権利の審査のために膨大な負担がかかる。Googleからの反抗がある場合は、規制の見直しを行う必要が出てくるだろう」と述べている。

情報コミッション局（ICO）の次長であるデビッド・スミスは、「このガイドラインを今後の判断の普及基準として利用していく。国内のデータ保護法内での特別な要求を反映するだろう。数週間後にはイギリスにおけるガイドラインが発行となる。インターネット検索サイト上で削除された個人情報への理解を助けることになるだろう」と語っている。また、インターネットは、国際的な要素を持つため、個人情報の保護の上でも「co.uk」のURLだけの削除はできても、イギリス内で簡単にアクセスできる「.com」のサイトは削除できない規制では充分でないとしている。

イ ネットいじめ

ネットいじめが要因となった自殺が2013年に続き、青少年のインターネットの利用方法が問題として取り上げられている。17歳のダニエル・ペリーはオンラインで知り合った相手から脅迫されて事により自殺に至った。同年代の女子を装ったギャングによる犯行で、大金を要求された数時間後に被害者は自殺をした。自殺する3ヶ月前にも、SNSでネットいじめの対象となっていたことが事件後判明した。また、14歳のハナ・ミスは数ヶ月に及ぶネットいじめに遭い首つりにより自殺を図った⁴⁵³。

ネットいじめに対して、メディアで批判的な公言をしてきた歴史学者のメリー・ベアード（Mary Beard）は、トロール（Troll）と呼ばれるTwitterによる攻撃を受けた。

⁴⁵² http://www.huffingtonpost.co.uk/2014/10/17/bbc-right-to-be-forgotten-list_n_6002954.html?utm_hp_ref=uk-tech&ir=UK+Tech

⁴⁵³ Harrison, A 2013年「Cyber-bullying: Horror in the home」 BBC News <http://www.bbc.co.uk/news/education-23727673>

しかし、暴言を送った加害者である青年に向けて、多くの批判のツイートが送られたことで、青年はすぐに謝罪を申し込んだが、相手が著名人ということで、その後も彼の名前とネットいじめの関連のニュースが多く流れてしまった。被害者であったベアードは、2014年に発行されたアメリカの雑誌でのインタビューでこの加害者の青年の就職活動に協力したと語った。「若い青年が犯したマナーの問題である。たった一回のソーシャルメディアの間違った使い方で、彼が社会的制裁を受けないようにしたい。検索エンジンに彼の名前を入力すると（ネットいじめ）と出てきてしまう」とその理由を語った⁴⁵⁴。

ネットいじめに関する法律、規制及びその監督官庁、関係団体は以下のとおりである。

表 61 ネットいじめに関する法令・規制及び監督機関・関係団体

法令/規制	監督官庁	関係団体
1978年児童法 国際テロリスト法 2006年宗教的憎悪禁止法 1961年自殺法 1997年ハラスメント防止法 THE EQUALITY ACT 2010 悪意のある通信法 (Marious Communication Act) コンピュータ不正使用法 (Computer Misuse Act 1990)	教育省 司法省	CEOP IWF NSPCC

(出典: NSPCC, IWF, CEOP等から作成)

(a) ネットいじめの犯罪取締り

政治家に対するTwitterで暴力的な発言をした2人が刑を言い渡された。イザベラ・ソーリー (Isabella Sorley) は、女性キャンペーン支援者キャロライン・クリアド・ペレ (Caroline Criado-Perez) をターゲットとしたいじめで12週間の処罰、もう1人のジョン・ニンモ (John Nimmo) は、労働党議員ステラ・クリージー (Stella Creasy) への攻撃で8週間の刑を言い渡された⁴⁵⁵。

(b) ネットいじめの犯罪規制法案

司法大臣は、刑事司法及び裁判所法案 (Criminal Courts and Justice Bill) の改正を支援している。法令改正により、イングランド及びウェールズではインターネット

⁴⁵⁴ Ellis-Petersen, H. and Beard 2014年「M. reveals she befriended Twitter trolls following online abuse. The Guardian」
<http://www.theguardian.com/books/2014/aug/27/mary-beard-befriends-twitter-trolls-online-abuse>

⁴⁵⁵ The Guardian 2014年「Two jailed for Twitter abuse of feminist campaigner」
<http://www.theguardian.com/uk-news/2014/jan/24/two-jailed-twitter-abuse-feminist-campaigner>

トあるいは携帯電話での性的嫌がらせや暴言による虐待が新しく規制される。ネットいじめ及び携帯メールのメッセージによる暴言によって、2年の懲役刑になる場合もある。現在の悪意のある通信法下では、インターネットトロリングによる犯罪は、治安判事裁判所（magistrates' court）において裁かれる。法案を提出する保守党議員ブレイ（Bray）は、地元選挙区の14歳の女子が、有罪を逃れた成人男性から2,000にものぼる猥褻な言葉による「口頭でのレイプ」を受けたと証言している⁴⁵⁶。

Ofcomの報告によると、子供のインターネット利用上で保護者が懸念する項目で、一番懸念するという回答が多かったのがネットいじめである。また、「ネットいじめと自分の子供の関係を懸念しているか」という質問においては5歳～15歳の保護者の約4人に1人（24%）がとても懸念していると回答している⁴⁵⁷。懸念する保護者の割合は年齢層が上がると共に、増加しており、12歳～15歳の保護者ではその割合が32%となる。2011年からの年比較では、その割合にあまり変化はない。また、2012年から保護者が自分の子供がネットいじめの加害者になる事を懸念する質問が加えられたが、2013年では14%の保護者が自分の子供がネットいじめの加害者になる事を懸念すると回答している。この項目でも年齢層が上がるほど懸念する保護者の割合が増えている⁴⁵⁸。

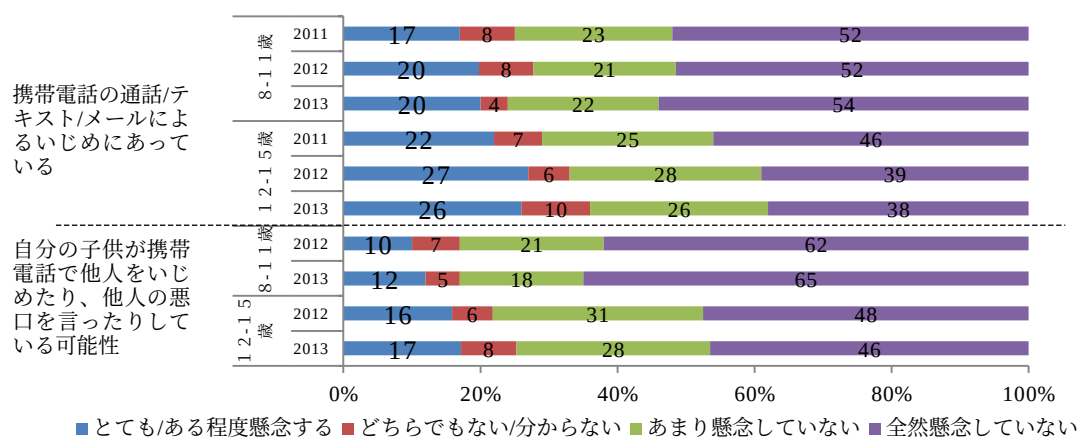
スマートフォン等で携帯電話によるオンラインアクセスが増えることから、携帯電話によって自分の子供がネットいじめの被害者になっていることを懸念する保護者の割合は2011年から増加している。「通話、テキスト、メールによって自分の子供がいじめの被害になっていることを懸念するか」という質問に8歳～11歳の保護者の20%と、12歳～15歳の保護者の26%が子供の携帯電話の利用に懸念を感じていると回答している。子供が被害者であることを懸念したとする割合は、2013年では8歳～11歳の子供の保護者は20%、12歳～15歳では26%となった。携帯電話によるネットいじめの被害者あるいは加害者になることを懸念している保護者は、12歳～15歳の保護者の割合は、8歳～11歳に比べてどちらも高い。

⁴⁵⁶ Angie Bray MP 2014年「Getting Touch on Cyber Bullies」<http://www.angiebray.org.uk/working-for-you/campaigns>
Gibbs, S 2014年「Cyber-bullies could face two years in jail under new internet troll rules」The Guardian
<http://www.theguardian.com/technology/2014/mar/26/cyber-bullies-tougher-penalties-internet-troll>

⁴⁵⁷ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」p.129（基準日2014年12月1日）

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>
⁴⁵⁸ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」p.130（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

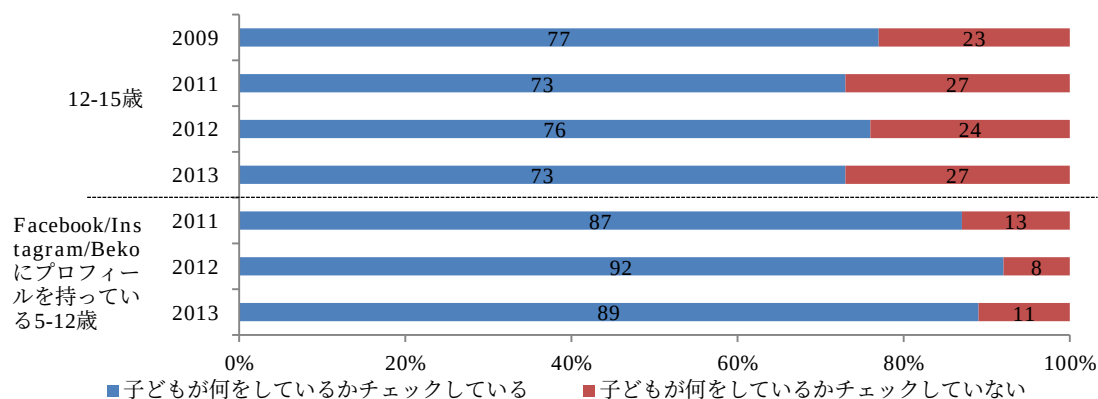
図 130 「携帯で通話／テキスト／メールによるいじめにあっている」あるいは「自分の子供が他人をいじめる、もしくは他人の悪口を言っている可能性」を懸念する保護者の割合（単位：%）⁴⁵⁹



(出典:Ofcom)

携帯電話と同様に、ネットいじめのプラットフォームとなるSNS活動においては、子供の活動をチェックしている保護者も多い。その割合は、2009年から4年間あまり変わらず70%台である。また、Facebook、MySpace、Beboにプロフィールを持っている子供の保護者の方が、2011年から2013年まで90%前後と監視している割合が高い。

図 131 年齢別子供のSNS活動をチェックしている保護者の割合（2011年～2013年）（単位：%）⁴⁶⁰



(出典:Ofcom)

⁴⁵⁹ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」p.135（基準日2014年12月1日）

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

⁴⁶⁰ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」p.89（基準日2014年12月1日）

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

ウ 児童売春等の青少年を性的行為に誘引する行為

多数の児童に対するグルーミング、レイプ、売春行為を含んだ集団による犯行が発覚している。2014年8月26日に報告されたロサナン性的児童虐待報告書（Rotherham child exploitation report）によると、ロサナン地方自治体において過去16年間で性的児童虐待の被害者の数は1,400人であった。ロサナン自治体も性的児童虐待の被害者となった青少年の保護の失敗につき自治体及び関連機関に責任があると認めた。1997年から2013年までの16年間に、11歳の女子も含むレイプ、グルーミング、売春行為が、犯罪集団及び商業的目的で行われていた。これらの性的児童虐待は自治体及び警察等関連機関の間では認知されていたが、これらの犯罪への対策が行われなかった。この調査は2010年の性的児童虐待により5人が刑罰処分を受けたことに基づき、自治体の委託により行われた⁴⁶¹。現在も事件の調査が行われているが、事件当時担当大臣であったブリッタン（Lord Brittan）と調査委員会の責任者のフィオーナ・ウールフ（Fiona Woolf）が知り合いであることから、被害者支援団体から大きな懸念の声がでている⁴⁶²。

児童売春等の青少年を性的行為に誘引する行為に関する法律、規制及びその監督官庁、関係団体は以下のとおりである。

表 62 児童買春等の法令・規制と監督機関・関係団体

法令/規制	監督官庁	関係団体
2003年性犯罪法 児童法 1960年わいせつに関する児童法 2003年性犯罪法： 主要改正点 2006年警察司法法	内務省 司法省	CEOP IWF NSPCC

（出典：NSPCC, IWF, CEOP等から作成）

児童への性的犯罪行為においてインターネット上での犯罪の調査を促進するための取組みが行われている。

2014年7月17日に政府は、データ保持及び捜査権限法（Data Retention and Investigation Powers Act）を制定した。この法令により通信サービス事業者は、顧客のインターネット・通信のデータを保持することとなり、捜査機関はこのデータへのアクセス権を持つこととなった。これにより警察は有害情報等の捜査が行い易くな

⁴⁶¹ Telford, L and Hand, J 2014年「Rotherham child exploitation report」BBC News
<http://www.bbc.co.uk/news/28939475>

⁴⁶² BBC News 2014年「Abuse inquiry: Government urged to act quickly」
<http://www.bbc.co.uk/news/uk-politics-29861724>

り、また通信事業者にとっても明確な法制化により警察との協力関係を助ける事となる⁴⁶³。

児童買春等から子供を守るには、保護者の役目が重要となると全ての関係者が同意している。また、NSPCCのクレア・リレイ（Claire Lilley）は、政府のオンライン安全委員会にて「保護者が（オンライン上での安全の）問題へ取り組むにあたり自信や権限を持つ必要がある」との発言したと、Ofcomは2014年の報告書で述べている⁴⁶⁴。

子供の性的行為への誘引を含む安全対策として、政府や関連機関は、保護者へのインターネットの安全利用の情報を発信しているが、Ofcomによると、多くの保護者も子供のインターネット安全利用についての情報を探すことや、アドバイスを受ける等の取り組みをしていると報告している⁴⁶⁵。

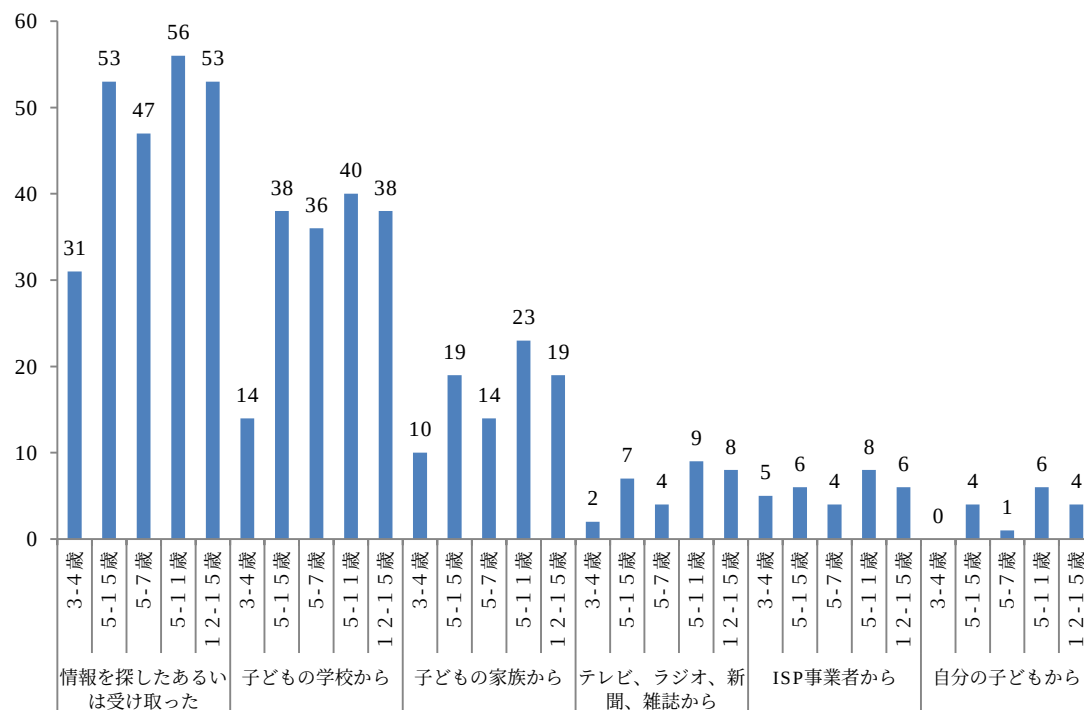
2013年の聞き取り調査では、48%の5歳～15歳の保護者及び69%の3歳～4歳の保護者は、自分の子供のインターネットの安全利用において十分な知識があると信じており、53%は子供のインターネット安全利用についての情報及びアドバイスを受け取っていた。

⁴⁶³ <http://www.nationalcrimeagency.gov.uk/publications/314-nca-news-july-2014-1/file>

⁴⁶⁴ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.12（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁶⁵ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」p.155（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

図 132 子供の安全なインターネット利用法について情報/アドバイスを探した/ 受けとった保護者の割合（2013年）（単位：%）⁴⁶⁶



(出典: Ofcom)

エ 児童ポルノ

国家犯罪局（NCA）による660人へのぼる児童性愛者の大規模な逮捕が2014年7月に行われた。これは6ヶ月の捜査によるもので、400人以上の児童を保護する結果となった。逮捕者の特徴としては、性的犯罪の前科のある者はわずか39名で、犯罪歴もなく、また、元警察官、福祉局局員、ボーイスカウトのリーダー、医師等子供と接触する職に携わる者も含まれていた。この捜査には、イングランド、ウェールズ、北アイルランドの45の警察署が連携して行い、833件を捜査し、9,172台のコンピュータ、携帯電話、ハードドライブを押収した⁴⁶⁷。

CEOPは、2013年にウェブカメラを利用した性的児童虐待のケースを報告した。クウェートに在住する男性2名が、12歳から16歳をターゲットにした性的児童虐待のケースでは、13カ国に渡って被害者が点在していた。犯人は、SNSやインスタントメッセージ

⁴⁶⁶ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents: Media Use and Attitudes Report」p.200（基準日2014年12月1日）

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

⁴⁶⁷ BBC News 2014年「Child abuse image investigation leads to 660 arrests」
<http://www.bbc.co.uk/news/uk-28326128>

のソフトを利用し、被害者となった子供の知り合いのふりをして接近した後、リンクを通して被害者からオンラインのパスワードを取得、ウェブカメラを使用して性的行為を強要していた。児童への性的虐待は有害なものを含み、イギリス在住の78人を含む110人の子供が被害者となった。2012年12月に犯人らは、5年の刑罰で刑務所へ拘置された。また、2012年6月に行われた重大組織犯罪局（Serious Organised Crime Agency）と40の警察署によって行われた児童への性的犯罪捜査も報告されている。性的児童虐待犯罪捜査（Operation Tharsley）により児童ポルノとされる写真の所有により78人が逮捕され、80人の児童が保護された⁴⁶⁸。

2013年12月に、イギリスとアメリカの警察機関の間で児童ポルノに関するタスクフォースの設立、NCAの設立により、児童ポルノの作製・所有・配布等の犯罪者の逮捕が続いている。2014年7月には、逮捕者が660名にもものぼる大規模な捜査が行われた⁴⁶⁹。

児童支援団体であるNSPCCの依頼による調査で、ロンドンの教育機関が行なった10代の35人に対する聞き取り調査によると、11歳の女子も含め、知っている男子に「特別な（いかがわしい）写真」を送るように頼まれた経験をしていた。その中には体の一部に特定の男子の名前をマーカーペンで書いて「この身体が男子の持ち物である」と示した場合もある。男子からセクスティングや性的行為を求めるメッセージは10代の女子に毎日のように送られてきていると報告されている。NSPCCの性的虐待プログラムの責任者であるジョン・ブラウン（Jon Brown）は、「この調査で一番気になることは多くの青少年がこれらセクスティングの要求を生活の一部として認めていることである。性的虐待という可能性もあるかもしれない。それ以上に違法行為だということを青少年たちは気がついていない」と語っている。また、この聞き取り調査を行なったロンドン大学のインスティテュート・オブ・エデュケーションのリサーチャーであるジェシカ・リングローズ（Jessica Ringrose）は「男子からの性的要求やセクスティングの要求のメールが大量に送られてきていた。インタビューをしている間でもこれらのメールが届いていた」と報告している⁴⁷⁰。

⁴⁶⁸ Child Exploitation and Online Protection Centre 2013年「CEOP Annual Review 2012-2013 & Centre Plan 2013-2014」
[http://ceop.police.uk/Documents/ceopdocs/AnnualReviewCentrePlan2013_\(0714\).pdf](http://ceop.police.uk/Documents/ceopdocs/AnnualReviewCentrePlan2013_(0714).pdf)

⁴⁶⁹ Crawford, A 2014年「Anti-paedophile police fight child porn 'epidemic'」BBC News
<http://www.bbc.co.uk/news/technology-27872401>

⁴⁷⁰ BBC News 2012年「Teenage girls face sexting threat from friends」
<http://www.bbc.co.uk/news/technology-18088334>

児童ポルノに関する法律、規制及びその監督官庁、関係団体は以下のとおりである。

表 63 児童ポルノに関する法令・規制と監督機関・関係団体

法令/規制	監督官庁	関係団体
1978年児童保護法 1959年及び1964年猥褻刊行物法 1988年刑事司法 1994年刑事司法及び公共秩序法 2002年電子商取引施行規則 2003年性犯罪法 2009 年検死官及び刑事司法改革法 1996年名誉毀損法 2000年捜査権限規制法 ⁴⁷¹ (Regulation of Investigatory Powers Act 2000)	内務省 文化・メディア・スポーツ省 司法省	CEOP IWF 通信局 BBFC

(出典: NSPCC, IWF, CEOP等から作成)

NCAによると、性的犯罪者はトーア・ブラウザ（Tor Browser）等の技術を活用した匿名ウェブサイトを利用している場合がある。これら匿名ウェブサイトと暗号の技術により、サイト利用者を探し出すのは難しいため、犯罪者に利用されやすいとされている。BBCの聞き取り捜査によると、2014年5月まで有害ウェブサイトを運営していた男性は、このウェブサイトには40,000人の利用者がいて、1秒に500ページビューが登録される時もあったと証言した。2013年11月のインターネット・セーフティ・サミットにてキャメロン首相は、政府通信本部（Government Communications Headquarters: GCHQ）及び情報機関は、技術的な面で警察と協力することを期待すると発言した⁴⁷²。

オ リベンジポルノ

リベンジポルノの被害者ホリー・ジェイコブス（Holly Jacobs）が、アメリカで始めたキャンペーンに続き、サイバー市民権イニシアティブ（Cyber Civil Rights Initiative）は、エンド・リベンジ・ポルノ（End Revenge Porn）チャリティー団体を設立した。これらのキャンペーンにより、アメリカではリベンジポルノ法がカリフォルニア州等で法令となった。イギリスでも、このアメリカの動きに続き、リベンジポルノの被害者を友人に持つヒースー・ロバートソン（Heather Robertson）により、バン・リベンジ・ポルノ（Ban Revenge Porn）というキャンペーン団体が設立され、家庭内暴力被害者の支援を行なっているチャリティー団体であるウーマンズエイド（Women's Aid）もリベンジポルノの問題を政策及び犯罪法に含むよう働きかけた。

⁴⁷¹ Culture, Media and Sport Committee
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmcumeds/729/729vw29.htm>

⁴⁷² Crawford, A 2014年「Dark net 'used by tens of thousands of paedophiles'」BBC News
<http://www.bbc.co.uk/news/technology-27885502>

民主党及び元文化大臣である保守党のマリア・ミラー（Maria Miller）もこのキャンペーンの支援をすることを発表した⁴⁷³。

リベンジポルノに関する法律、規制及びその監督官庁、関係団体は以下のとおりである。

表 64 リベンジポルノに関する法令・規制と監督機関・関係団体

法令/規制	監督官庁	関係団体
2003年通信法 1997年ハラスメント防止法 1988年悪意のある通信法 (Malicious Communications Act)	内務省 文化・メディア・スポーツ省 司法省	CEOP IWF 通信局 BBFC

(出典: House of Lords⁴⁷⁴)

(a) リベンジポルノキャンペーン

イギリスのリベンジポルノキャンペーン団体「Ban Revenge Porn」によるリベンジポルノの法令成立に向けての署名運動が行われている。2014年8月までに4,000人以上の署名が集まった⁴⁷⁵。

(b) 政府によるリベンジポルノの対策

司法大臣のクリス・グレイリング（Chris Grayling）は、イギリスでのリベンジポルノ問題増加に対して対策を行う予定を発表した。2010年からリベンジポルノウェブサイトが取り上げられてから、現在までに30以上のウェブサイトが国内で認識されている。これらのリベンジポルノのウェブサイトは、性的画像・動画を、被写体の名前やSNSや個人情報の詳細を含めて公開している。2014年4月に、全国ストーキングヘルプライン（National Stalking Helpline）、ウーマンズエイド（Women's Aid）とイギリス・インターネット安全性向上センター（UK Safer Internet Centre）は、リベンジポルノが増加していると報告した⁴⁷⁶。上院議会通信委員会（House of Lords Communications Committee）は、ソーシャルメディアにおける犯罪の法令の見直しを

⁴⁷³ Proundman, C.R. 2014年「Revenge porn」
<http://www.independent.co.uk/life-style/health-and-families/features/revenge-porn-enough-still-isnt-being-done-to-stop-it-9578892.html>

⁴⁷⁴ Select Committee on Communications 2014年「Social Media and Criminal Offences Inquiry Oral and Supplementary Written Evidence」
<http://www.parliament.uk/documents/lords-committees/communications/socialmediaoffences/SMCOEvidence.pdf>

⁴⁷⁵ Barn Rvenge Porn 2014年「Alex's Story」（基準日2014年8月10日）http://www.banrevengeporn.com/?page_id=18

⁴⁷⁶ Simpson, J 2014年「Revenge porn: What is it and how widespread is the problem?」The Independent
<http://www.independent.co.uk/news/uk/home-news/what-is-revenge-porn-9580251.html>

行い、通信法（Communications Act 2003）やハラスメント防止法（Protection from Harassment Act 1997）を含む現在の法令は、十分にこれらの目的を満たしていると2014年7月末に発表した。しかし、それらがいつから適用されるのかを明確にする必要があると、公訴局長に委員会は求めている。また、Facebook及びTwitter等のSNSサイト事業者には法的機関による利用者の本人確認を早めることを要求した⁴⁷⁷。

カ ウェブサイト運営者等が青少年による有害情報の閲覧を制限する措置等を取った場合における民事責任

ISPは、契約者との間で事業者のサーバー上にホスティングされるコンテンツにおいて利用規約（Acceptable Use Policies：AUP）を取り交わしている。通常は違法とされないウェブサイト・コンテンツでもISPにより削除される場合があると記述されている⁴⁷⁸。

民事責任の定義及び規制措置の監督官庁は以下のとおりである。

表 65 民事責任の定義と監督機関

定義	監督官庁
オーバーブロッキングの問題において2014年3月の文化・メディア・スポーツ特別委員会（Culture, Media and Sport Select Committee）が政府に提出した報告書への政府回答 ⁴⁷⁹ によるとISPによるオーバーブロッキングの可能性についてISPは利用者及びウェブサイト所有者にこの旨を通知すること。また、ウェブサイトがブロッキングされた場合はすぐに報告できる体制を設定しておく。	文化・メディア・スポーツ省

（出典：NSPCC, IWF, CEOP等から作成）

⁴⁷⁷ Lords Select Committee 2014年「Current laws sufficient to cover social media」Parliamentary Business <http://www.parliament.uk/business/committees/committees-a-z/lords-select/communications-committee/news/smco-report-publication/>

⁴⁷⁸ HMGoverment 2014年「e-petition- Do Not Force ISP Filtering of Pornography and Other Content」
<http://epetitions.direct.gov.uk/petitions/51746>

⁴⁷⁹ HMGoverment 2014年「e-petition- Do Not Force ISP Filtering of Pornography and Other Content」
<http://epetitions.direct.gov.uk/petitions/51746> Culture, Media and Sport Committee 2014年「Online safetySixth Report of Session 2013-14 Volume I」House of Commons
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmcmums/729/729.pdf> Culture, Media and Sport Committee 2014年「Government response」Parliamentary Business
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201415/cmselect/cmcmums/517/51704.htm>

キ 現在検討中の青少年のネット利用環境に関する新しい政策・規制とその背景

検討中（立法過程にあるものも含む）の政策・規制の概要は以下のとおりである。

表 66 青少年のインターネット利用環境に関する検討中及び新法令・規制と概要

法令・規制	概 要	検討している機関
データ保持及び捜査権限法 (Data Retention and Investigation Powers Act)	2014年7月17日制定 有害情報対策の沿革 現在の法令に記載	内務省
刑事司法及び裁判所法案 (Criminal Justice and Courts Bill)	過激なポルノ画像の所有の犯罪刑法の改正案 ⁴⁸⁰ イングランド及びウェールズでレイプの画像を違法とする法案 ⁴⁸¹	司法省
Serious Crime Bill（重大犯罪法案） ⁴⁸²	2014年6月に上院議会に提出された。NCAも含む捜査機関の捜査を円滑に行う事を目的とされている。これにより以下の法令が改正される。 2002年犯罪収益法 (Proceeds of Crime Act 2002) 1990年コンピュータ不正利用法 (Computer Misuse Act 1990) 1993年児童・青少年法第1条 (section 1 of the Children and Young Persons Act 1933) 2003年女性器切除法 (Female Genital Mutilation Act 2003) 2006年テロリズム法第5条（テロリスト行為の準備）及び第6条（テロリズムの訓練） (sections 5 (preparation of terrorism acts) or 6 (training for terrorism) of the Terrorism Act 2006) 重大犯罪法により16歳以上も含め子供の精神的虐待を止めることができるだろうとエリザベス女王は2014年6月の国会開会式のスピーチを行なった。80年以上変わらない1933年児童法において21世紀の子供の精神的保護に足りないという議論もあり、このクイーンスピーチは、重大犯罪法により16歳以上の青少年の肉体的そして精神的保護ができると伝えた ⁴⁸³ 。	内務省
自殺法の改正	自殺法は自殺の強要・助長を規制しているが、オンライン上の自殺の強要・助長は含まれない。2013年に自殺の予防を支援している保護者団体PAPYRUSにより文化・メディア・スポーツ省に青少年の自殺防止に関する報告書が提出された ⁴⁸⁴ 。	文化・メディア・スポーツ省
オンライン安全法案 (Online Safety Bill)	2014年6月に下院第1回読み上げが行われた。すでに2012年及び2013年と議会に提案されている ⁴⁸⁵ 。	文化・メディア・スポーツ省

（出典：司法省、内務省等から作成）

⁴⁸⁰ Parliamentary Business 2014年「Criminal Justice and Courts Bill 2013-14 to 2014-15」
<http://services.parliament.uk/bills/2014-15/criminaljusticeandcourts.html>

⁴⁸¹ Culture, Media and Sport Committee 2014年「2 Child abuse images. Parliamentary Business」
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmcumeds/729/72905.htm#a2>

⁴⁸² Home Office 2014年「Serious Crime Bill」 <https://www.gov.uk/government/collections/serious-crime-bill>

⁴⁸³ Williams, M 2014年「Serious crime bill, if enacted, will help to stop emotional abuse of children」The Guardian
http://www.theguardian.com/social-care-network/2014/jun/09/serious-crime-bill-queens-speech-emotional-abuse-children?CMP=twg_gu

⁴⁸⁴ Culture, Media and Sport Committee 2014年「Written evidence submitted by PAPYRUS Prevention of Young Suicide」Parliamentary Business
<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmcumeds/729/729vw22.htm>

⁴⁸⁵ Parliamentary Business 2014年「Online Safety Bill [HL] 2014-15」
<http://services.parliament.uk/bills/2014-15/onlinesafety.html>

(2) インターネット上の違法・有害情報に対するフィルタリング等の閲覧防止策 ア 閲覧防止策の動向

2013年7月にキャメロン首相は、オンライン上の児童保護及びポルノに対するスピーチを行い、有害ウェブサイトのブロッキングの必要性は、家庭でのインターネット利用だけでなく「子供が利用する」公共の場でも必要とし、Wi-Fi事業者に自主規制を求めた⁴⁸⁶。これに伴いUKCCISは、事業者に公共の場所での有害コンテンツのアクセス制限を行うよう指導、大手Wi-Fi事業者6社により、ネットワークの90%でこのフィルタリングが導入されていると政府は発表している⁴⁸⁷。また、商業施設での公共Wi-Fiのフィルタリングサービスの普及活動が開始されている。登録デジタル団体（Registered Digital Institute）により「Friendly Wi-Fi」という有害コンテンツのフィルタリングを奨励する公共Wi-Fiのライセンス制度が開始されている⁴⁸⁸。公共Wi-Fiを提供する商業施設は、この制度のメンバーとなり、施設内での有害ウェブサイトのブロッキングを行なっている。メンバーは施設や店舗に以下のマークを表示することができる。マクドナルドやスターバックス等がメンバーとなっている。

図 133 登録デジタル団体「Friendly Wi-Fi」登録ロゴ



機器タイプ別のペアレンタル・コントロールの設定の割合を見ると、家庭でのコンピュータには10人に4人の割合で何かのオンラインコントロールを設定している⁴⁸⁹。また、携帯でのオンライン利用に関しては、8歳～11歳の保護者の47%及び12歳～15歳の保護者の40%がこれを制限している⁴⁹⁰。

⁴⁸⁶ <https://www.gov.uk/government/speeches/the-internet-and-pornography-prime-minister-calls-for-action>

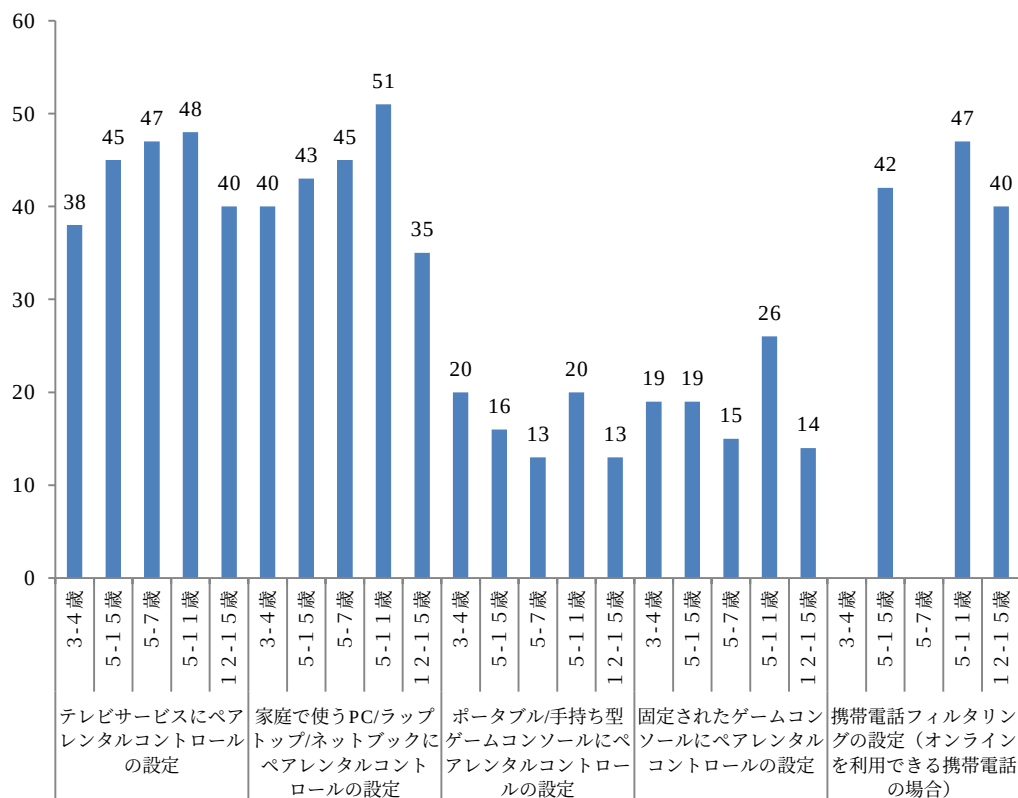
⁴⁸⁷ <https://www.gov.uk/government/news/parents-unaware-of-internet-filters-says-report>

⁴⁸⁸ <http://www.getmedigital.com/friendly-wifi>

⁴⁸⁹ Ofcom 2014年1月報告書項目「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.54（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁹⁰ Ofcom 2014年1月報告書項目「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.54（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

図 134 機器タイプ別ペアレンタル・コントロールにおける年齢層別設定率（2013年）
（単位：％）⁴⁹¹



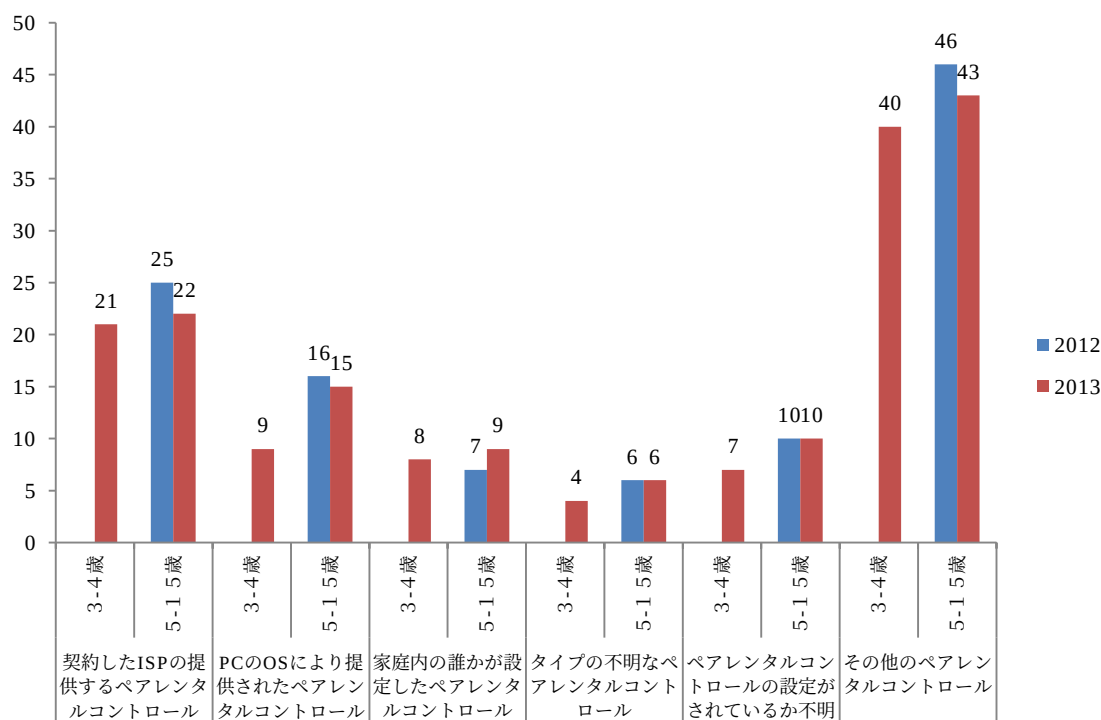
（出典：Ofcom）

5歳～15歳に家庭でオンライン活動に一番利用されているパソコン・ラップトップ・ネットブックでのペアレンタル・コントロールの状況としては、年齢層に関わらず契約しているISPによるコントロールが多く利用されている。5歳～15歳の家庭では22%、3歳～4歳で21%がこのタイプのコントロールを設定している。3歳～4歳の保護者の7%と、5歳～15歳の保護者の10%は、「ペアレンタル・コントロールの設定がされているか不明」と回答しており、また、3歳～4歳の保護者の4%と5歳～15歳の保護者の6%が「タイプの不明なコントロール」と回答している⁴⁹²。

⁴⁹¹ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.55（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁹² Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.57（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

図 135 年齢層別家庭で使うパソコン／ラップトップ／ネットブックに設定されたペアレンタルコントロールのタイプ（2012年～2013年）（単位：％）⁴⁹³



(出典: Ofcom)

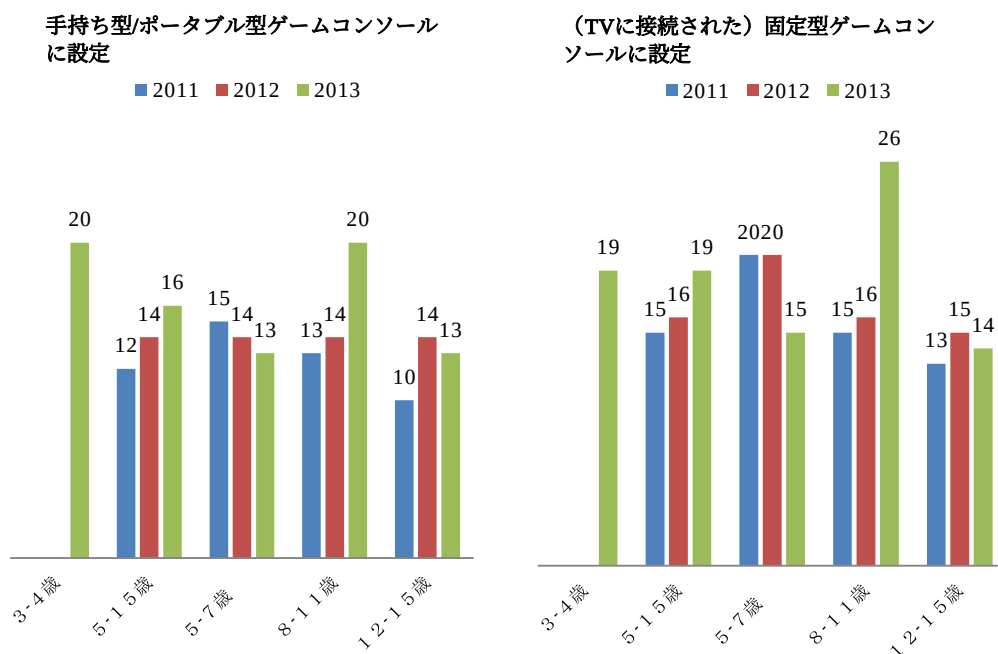
ゲームコンソールでのコントロールにおいて、ポータブル式機器と固定式機器を比べてみると、固定式で19%、ポータブル式で16%と、ポータブル式でのフィルタリングの利用の方が少ない。また、年齢層の低い方がペアレンタル・コントロールを設定している⁴⁹⁴。2013年では、8歳～11歳がコントロールを固定式ゲーム機に設定している割合（26%）は他の年齢層より高い。3歳～4歳ではポータブル式のゲーム機での設定の方が20%と固定型のゲーム機の19%より高い。また、男子のほうが女子よりも固定型ゲーム機にペアレンタル・コントロールを設定している⁴⁹⁵。

⁴⁹³ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.57（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁹⁴ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.55（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁹⁵ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.55（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

図 136 ゲームコンソールに設定したペアレンタル・コントロールの年齢層別利用率
(2013年) (単位：%) ⁴⁹⁶



(出典: Ofcom)

Ofcomの年次調査によると、ペアレンタル・コントロールに対する保護者の認識がいくつかのレベルに分かれていることが報告されている。保護者が、ペアレンタル・コントロールがあることは認識しているが、その選択肢については理解が足りない場合と、ペアレンタル・コントロールを知らないか、理解していない場合があり⁴⁹⁷、ペアレンタル・コントロールに対する保護者の認識にギャップがある。一般的には、理解が高い保護者程、ペアレンタル・コントロールを利用している⁴⁹⁸。

2012年のOfcomの調査によると、ペアレンタル・コントロールを設定した理由として、一番多いのが「購入した際すでに設定されていた」あるいは「セッティングアップの際に設定することを勧められた」と報告されている⁴⁹⁹。子供あるいは、知り合いが不適切なコンテンツを見た経験から設定したと答えているのは少数で、更に、少数が「念のために」と将来の対策として設定していると回答している。また、一度設定したら

⁴⁹⁶ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.56 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

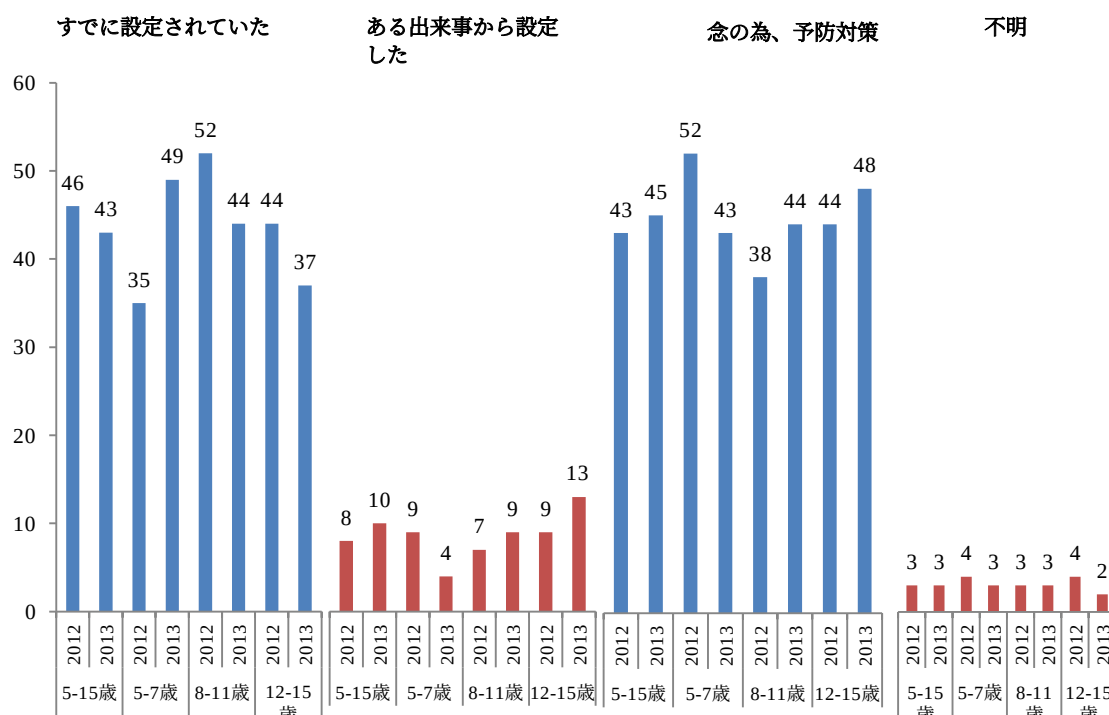
⁴⁹⁷ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.54 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁹⁸ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.54 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁴⁹⁹ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.58 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

保護者はペアレンタル・コントロールの設定について忘れる傾向にあり、間違えてペアレンタル・コントロールをオフにした場合、アップデート後、あるいは子供がペアレンタル・コントロールの設置のされていない新しい機器、異なる機器等でインターネットにアクセスするようになる等、ペアレンタル・コントロールが十分でなくなる可能性が高い⁵⁰⁰。

図 137 パソコン／ラップトップ／ネットブックにペアレンタル・コントロールを設定した理由（2012年～2013年）（単位：％）⁵⁰¹



(出典: Ofcom)

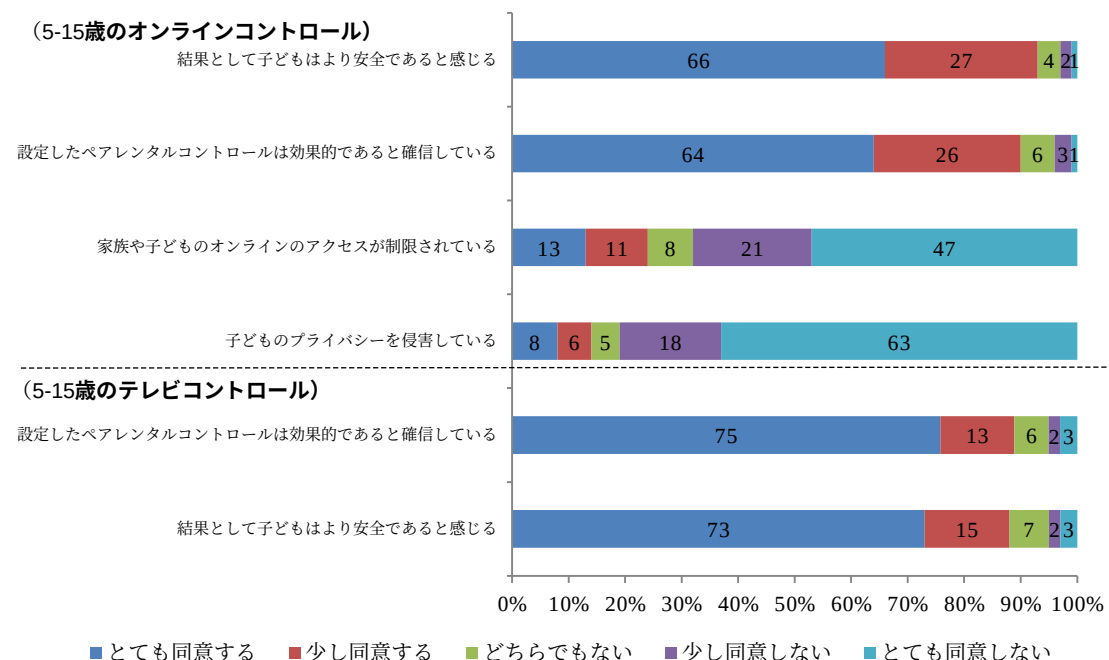
ペアレンタル・コントロールに対する保護者の態度を見てみると、多くの保護者はペアレンタル・コントロールが効果的であり、コントロールの設定により子供はより安全であると考えている。「設定したペアレンタル・コントロールは効果的である」及び「コントロールにより子供の安全性を確信している」というコメントに同意した保護者の割合は、オンライン上でのコントロールでは64%、テレビでのコントロールは75%となり、オンライン上またテレビでのコントロール共に、保護者のペアレンタル・コントロールへの信頼度は全体的に高い⁵⁰²。

⁵⁰⁰ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.58（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁵⁰¹ 同上

⁵⁰² Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents Media Use and Attitudes Report」p.187（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

図 138 オンライン及びテレビのペアレンタル・コントロールに対する5-15歳の子供の保護者の態度（2013年）（単位：%）⁵⁰³



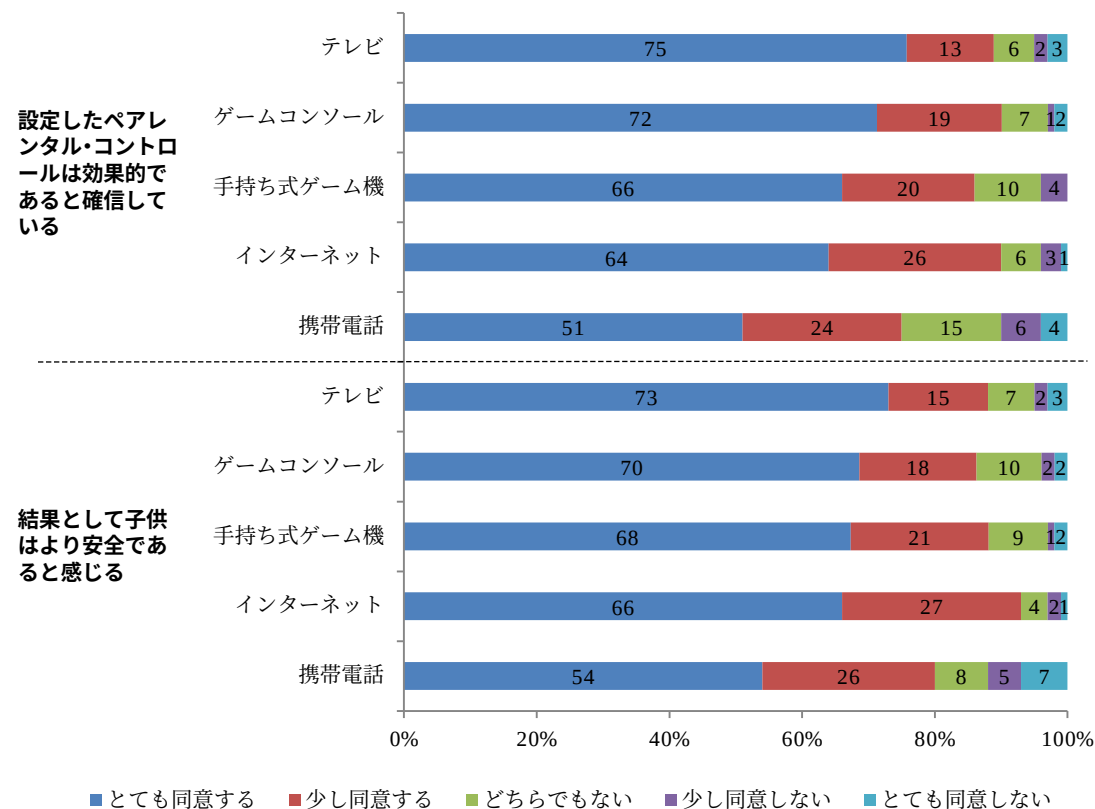
(出典: Ofcom)

機器のタイプ別にみると、「設定したペアレンタル・コントロールは効果的である」及び「コントロールにより子供の安全性を確信している」に「とても同意する」と回答した割合は、テレビでの設定が一番多いが、ゲーム機、インターネット、携帯電話共に、「とても同意する」と回答した保護者の割合は高い⁵⁰⁴。

⁵⁰³ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents Media Use and Attitudes Report」p.187（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

⁵⁰⁴ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents Media Use and Attitudes Report」p.187（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research070ct2013.pdf>

図 139 機器別オンライン及びテレビのペアレンタル・コントロールに対する5歳～15歳の子供の保護者の態度（2013年）（単位：％）⁵⁰⁵



(出典: Ofcom)

Ofcomの報告書によるとタイプ別フィルタリングにおける動向は以下のとおりである⁵⁰⁶。

(a) ネットワーク上でのフィルタリング

Ofcomによると、固定電話インターネット・サービス、携帯電話インターネット・サービス、Wi-Fiサービスで、いくつかの事業者がサービスを提供している。固定電話（家庭用電話）における事業者においてはTalktalk社が、定期契約のネットワークフィルタリングを用意しており、家庭で利用するすべての機器への有害ウェブサイトのフィルタリングを提供している。また、Sky社、BT社及びVirgin Media社は、2013年末までにネットワークフィルタリングの提供を開始している。携帯電話事業者では、EE社、

⁵⁰⁵ Ofcom 2013年10月報告書「Children and Parents Media Use and Attitudes Report」p.188（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/research/media-literacy/october-2013/research07oct2013.pdf>

⁵⁰⁶ Ofcom 2014年7月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.20（基準日2014年12月1日）
http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet_safety_measures_2.pdf

02社、スリー(Three)社及びVodafone社と、これらのネットワークを利用する仮想移動体通信事業者が、初期設定及び契約によってフィルタリングを提供している。Wi-Fi提供事業の02社、Virgin Media社、Sky社、Nomad、BT社及びArqiva社は、イギリスのWi-Fi拠点の90%を占めており、これらの事業者は、すでに契約によるフィルタリングの提供はしているが、将来「子供が利用しそうな場所」でのインターネットアクセス上のフィルタリングのサービスも提供する努力を行っている。

(b) 検索フィルタリングの現状

Googleを含む検索エンジンは、性的コンテンツを検索結果に載せない「安全検索オプション」を導入している。しかし、このフィルタリングを保護者が利用しても、パスワードによる安全検索オプションの固定はできないため、簡単にフィルタリングを利用しないで検索ができるようになってしまう。

(c) 消費者によるフィルタリングオプションの現状

インターネットにアクセスする各機器に、保護者がペアレンタル・コントロールのソフトを設定することができる。多くのコンピュータは、製造時フィルタリングツールを設定しており、また、多くのISPも、フィルタリングのソフトの無料ダウンロードを契約者に提供している。保護者が個別にフィルタリングソフトをダウンロードすることもできる。更に、Norton Antivirus等のコンピュータの一般的なセキュリティソフトや、Net Nanny等の児童のオンライン利用保護の一部として提供されている場合もある。これらの機器でのコントロールは個々に設定しなければならないが、設定については複数のアカウントに異なるフィルタリングの設定ができ、保護者がコンテンツのカテゴリーによって柔軟に調整できるようになっている。

スマートフォン及びタブレットにおける消費者による機器フィルタリングは、もっと複雑であり、パソコンでのフィルタリングのようなツールは、現在提供されていない。これらの機器においては、アプリをダウンロードし、機器の利用規制とインターネット上のコンテンツの規制といった2つのコントロール設定をしないとイケない。この2つの規制ができるソフトは販売されているが、パソコン向けより少ない。また、ゲーム機では、Netflix on Xbox, web browsing capabilities, Skype, Facebookといったゲームアプリが出まわっておりフィルタリングは更に複雑な問題を抱えている。

表 67 四大ISPによるペアレンタル・コントロールのフィルタリングサービス提供の詳細

ISP	BT	Sky	TalkTalk	Virgin Media
開始時期	2013年12月	2013年11月	2011年5月	2014年2月
初期設定時の画面				
新契約者提供率	100%	100%	100%	35%
その他のフィルタリングのサービス	BT Family Protection：個別にパソコン/ラップトップを保護したい場合 Family Protection and Net Protect Plus：機器設定できるペアレンタル・コントロール	Broadband Shield service ペアレンタル・コントロール及びセキュリティコントロールが選択できる。 18歳未満オプション：機器レベルでの保護 McAfee Internet Security Suite（ペアレンタル・コントロール付き）契約後の定期契約により追加できる。	Super Safe Boost：機器レベルのサービス、パソコン5台までにペアレンタル・コントロールを設定できる。	F-Secure Safe system：機器レベルで選べるペアレンタル・コントロール。 12ヶ月間無料
その他のフィルタリングの新契約者設定率 ⁵⁰⁷	5%	8%	36%	4%
カテゴリーレベル	厳しい (Strict) 中程度 (Moderate) 軽い (Light)	PG 13 18	なし	なし
カスタム化カテゴリー	16の「オプションのどれか」か「全部」を選択	10の「オプションのどれか」か「全部」を選択	9の「オプションのどれか」か「全部」を選択	カスタム化できない。
オーバerbロッキング及びカテゴリーの苦情通告方法	e-mail	e-mailあるいはブロッキングページからのリンクボタン	e-mailあるいはマイ・アカウント (My Account) のブロッキングページからのリンクボタン	オンラインウェブページ

(出典:Ofcom 2014年7月報告書から作成)

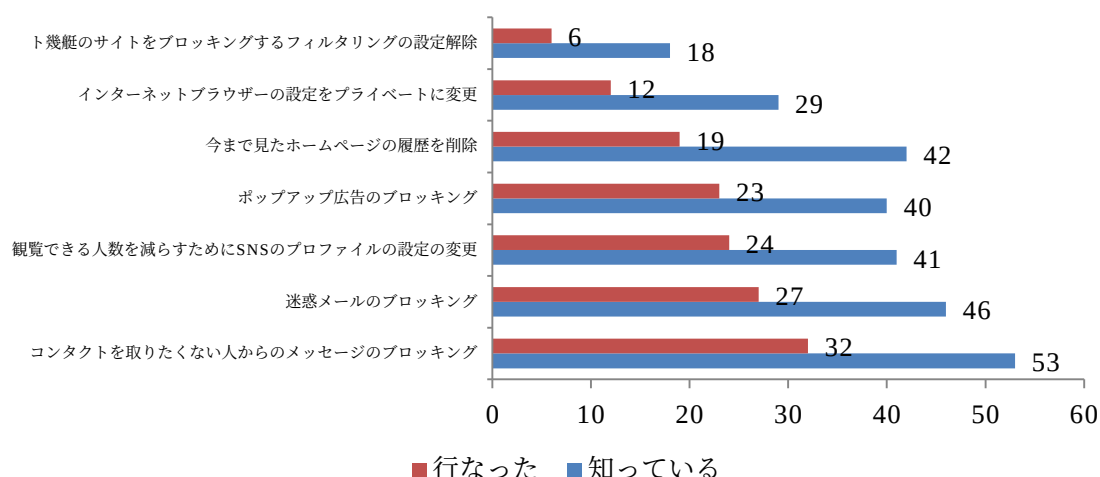
注) BT社によると9%の利用者はネットワークあるいは機器レベルの保護を選ぶ。その内約半数がネットワークフィルタリングを選ぶ。Virgin Media社によると新しい契約者の13% がフィルタリングオプションを選ぶ。その内の100%がVirus Safeを選び、33% はChild Safe を選ぶため、4.3%の数字

⁵⁰⁷ Ofcom 2014年7月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.17 (基準日2014年12月1日)
http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet_safety_measures_2.pdf

(d) 子供によるブロッキングの傾向⁵⁰⁸

Ofcomの報告によると、12歳～15歳の子供のコンテンツのブロッキングについて、2012年と比較してみると、コンタクトを取りたくない相手からのメッセージのブロッキングの方法を知らないと答えた割合は、53%と前年の68%から減っている。しかし、ブロッキングを行なった割合も前年に比べて42%と10%減っている。更に、46%は、スパム等の迷惑メールのブロッキングの方法を知らないと答え、SNSプロフィールの設定を閲覧できる人数を減らすための設定の変更の方法(41%)、ポップアップ広告のブロッキング方法(40%)と共に、知っているのは半数に満たない。SNSプロフィールの設定の変更やポップアップ広告のブロック等設定を行なっているのは25%以下になる。閲覧したウェブサイトの履歴の削除の方法については42%が知っており、19%は過去1年間で削除を行なっている。また、3人に1人(29%)が、ブラウザのプライベート設定への変更の方法を知っているが、実際は12%しか行なっていない。オンラインのフィルタリングやコントロールの設定解除の方法を知っている割合は18%だが、過去1年で実際行なったのは6%に留まっている。インターネット上の情報を利用する自信をもつ子供の数は多いが、自分のSNSプロフィールの設定に対する考慮や欲しくないオンラインメッセージのブロッキングの方法についての知識は乏しく、オンライン上の安全対策についての子供のスキルは下がっている。

図 140 12歳～15歳における「安全」と「危険」オンライン対策の経験(2013年)
(単位:%)⁵⁰⁹



(出典: Ofcom)

⁵⁰⁸ Ofcom 2014年7月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.33 (基準日2014年12月1日)
http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet_safety_measures_2.pdf

⁵⁰⁹ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.35 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

(e) ISPによるブロッキング⁵¹⁰

ベイリー報告書 (Bailey Review) を受けて、2012年に政府はブロッキングに関する保護者及びインターネット・サービス事業者に対してヒアリング調査を行った。その結果に基づき、四大ISP (BT社、Talktalk社、Virgin Media社、Sky社) に対し、全ての新規契約者にフィルタリング機能を提供することを目的とした行動規範への同意を求めた。また、コンピュータ製造会社による新製品における初期設定時におけるフィルタリング機能の選択設定や、携帯電話製造会社及び公共Wi-Fi事業者による有害ウェブサイトのブロッキング等の有害ウェブサイトのフィルタリング及びブロッキング対策の普及を促した。

ISPの行動規範に同意したBT社、Talktalk社、Virgin Media社、Sky社の四社は、2013年末までに新規契約者にフィルタリング機能を自動的に提供すると共に、2014年2月までに新しいペアレンタル・コントロールのサービスを提供している。ペアレンタル・コントロールはオプションとして選べるサービスが以前から提供されていたが、政府からの強い要請でポルノ等有害コンテンツの新しいブロッキングの方法を導入した。Sky社は、2013年11月から新しい契約者はブロードバンドフィルターの設定において成人向けコンテンツを見たい場合は解除しなければならない設定としている。BT社も新しい契約者に自動的に設定されるフィルタリングの新しいバージョンを12月に発表した。

(f) ブロッキングの課題

UKCCISによると、これらの新しいフィルタリング方法によって、ブロッキングされるウェブサイトが増えると思われるが、それと同時に安全なコンテンツのオーバードロッキングの可能性も高くなる。イギリスは政府による有害コンテンツのフィルタリング政策が進む中、家庭でのインターネット、携帯電話によるオンライン利用また公共Wi-Fiでのフィルタリング普及が急速に進むにつれ、オーバードロッキングの問題が浮上し始めている⁵¹¹。

⁵¹⁰ Department for Education 2012年「Parents asked if adult websites should be blocked」The national Archives <http://webarchive.nationalarchives.gov.uk/20130903121526/http://www.education.gov.uk/inthenews/inthenews/a00210813/discussion-paper-adult-web-content> 及び内閣府「平成24年度インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査」第2章イギリス 3-(2)オンライン・ブロッキングに関するコンサルテーション http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-rating/3_10.html#a_ftn182

⁵¹¹ Ward, M 2014年「UK government tackles wrongly-blocked websites」BBC news <http://www.bbc.co.uk/news/technology-25962555>

ペアレンタル・コントロールの自動設定において政府の対策が進んでいる中、全国紙が行なったオンライン上で青少年の使う言葉の調査によると、10代の80%はインターネット・スラング（俗語）を利用している。しかし、保護者の多くはその意味を理解していない。また、青少年がインターネット上で使う言葉は実際の言葉の意味と違う場合があり機械による自動ブロッキングは難しいとされている⁵¹²。

(g) ブロッキングの方法⁵¹³

ブロッキングの方法のひとつとして、CEOPやIWFが有害・違法コンテンツのリスト（ブラックリスト）を作成し、ISP及びコンテンツ提供事業者に提供し、それらに基づきアクセスへのブロッキングが行われている。

(h) オーバーブロッキングの対策

最近の動向として、ISPや検索エンジン事業者において、ブラックリストによる有害コンテンツの防止の代わりに、安全なコンテンツのウェブサイトを一覧化したホワイトリストが利用されている場合もある。本来、ホワイトリストは、年齢の低い児童が利用するためのフィルタリング方法として導入されていたものである。しかし、最近のオーバーストッキングの問題への対策として、ホワイトリストが利用されるようになってきた。政府はUKCCISにおいて、オーバーストッキングに関するワーキンググループを設置し、ホワイトリストの作成と、ISPにそれによるオーバーストッキングの予防を普及させていく方針である。オーバーストッキングに関するワーキンググループが、2013年の11月の官邸インターネット安全サミットの時に、ISPに有害コンテンツのフィルタリングの更なる対応を求めるため設置された。12月の第一回会議にはISP、携帯電話事業者、政府関係者、BBFC及びインターネットの安全利用に関する活動を行っているチャリティー団体が参加した。現在のブロッキング、フィルタリングの機能において、チャリティー団体のウェブサイト及び教育関連ウェブサイト等のオーバーストッキングが問題となり、それに対応するためにホワイトリストの作成が進んでいる。UKCCISの会長であるデビット・マイルズ（David Miles）によると、これら安全ウェブサイトのオーバーストッキングの数は少なくなっているが、問題を抱えた青少年の支援を考えると、これらウェブサイトのオーバーストッキングが1件あったとしても重要な問題であるとしている。ISP協会によると、オーバーストッキングの問題もあり、

⁵¹² Williams, R 2013年「Teenagers' online language baffles parents」
<http://www.telegraph.co.uk/technology/social-media/10171672/Teenagers-online-language-baffles-parents.html>

⁵¹³ Ofcom 2014年7月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.8
http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet_safety_measures_2.pdf

現在のフィルタリング制度は充分でないという認識があり、カテゴリー等明瞭化していく必要があるといわれている⁵¹⁴。

今までISPは、オーバブロックング及びコンテンツの分類の認識方法について、他社と情報共有を行ってきていないのが現状である。政府は、ブロックング及びオーバブロックングの対応は全てのISPの共通カテゴリーにおける問題であると共に、これらISP全ては、オーバブロックングの対策を行っているUKCCISのメンバーであることから、業界での統一を勧めている⁵¹⁵。

(i) オーバブロックングの苦情と事業者の対策

BT社、Sky社、Talktalk社及びVirgin Media社のISP四社が受けた苦情において、オーバブロックングに関するコンテンツ、ウェブサイト所有者及び利用者からの苦情数は以下のとおりであった。フィルタリングサービスを提供し始めてからBT社が受けたコンテンツ所有者から受けた苦情数は8件で、カテゴリーを再分類した件数は6件、カテゴリー修正した件数は2件であった。Sky社によると、利用者からの苦情は、月平均100件で、その内平均27件は間違ったカテゴリーへの分類に対してのものである。Talktalk社では、ウェブサイト所有者からの苦情は1ヶ月に5件であるが、間違ったカテゴリーへの苦情の割合は、今までの苦情合計数の約5%だけであると報告している。Virgin Media社は、サービス開始を行なった2014年2月から3月末までの期間での利用者からの苦情件数は23件で、その内13件は再分類する結果となった⁵¹⁶。

表 68 ISPのオーバブロックングに対する苦情数

ISP	BT	Sky	TalkTalk	Virgin Media
苦情数 /内 容	8件 (サービス開始以来) ウェブサイト所有者 からの苦情	平均100件/月 顧客からの苦情	5件/月 ウェブサイト所有者 からの苦情	23件 (2014年2月～2014年 3月末)
対 策	再分類：6件 カテゴリー修正：2件	誤カテゴリー：平均27 件	顧客及びウェブサイ ト所有者から苦情合 計の5%のみ誤カテゴ リー	再分類：13件

(出典：Ofcom報告書から作成)

⁵¹⁴ Ward, M 2014年「UK government tackles wrongly-blocked websites」BBC News
<http://www.bbc.co.uk/news/technology-25962555>

⁵¹⁵ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.2 (基準日2014年12月1日)
http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet_safety_measures_2.pdf

⁵¹⁶ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.10 (基準日2014年12月1日)
http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet_safety_measures_2.pdf

Google及びMicrosoftは、検索エンジンにおいて、キーワード検索で検索された画像・動画等をブロックできるシステムの更新を行なっている。政府は、児童虐待画像のデータベースの設立を予定しており、インターネット上での児童虐待画像やそれらがコピーされた画像の削除ができるようになる。Googleもまた動画において児童虐待の複製ビデオの削除を行う技術の共有を行う事としている。更に、GoogleとMicrosoftは、IWF及びCEOPと協力したプログラムに参加する予定であり、これにより児童虐待のウェブサイトへの検索経路もブロックできることになる⁵¹⁷。

Ofcomの報告書によると、ペアレンタル・コントロール等のツールに頼る保護者もいるが、全体的には保護者による日々の直接の監視・監督が子供の安全なインターネット利用に必要だと考えられている。Ofcomの聞き取り調査に回答したほとんどの保護者が、何かのガイダンスを受けることや監視を行っている。例えば、子供がオンライン活動を行なっている時に側にいることや、家族がいる場所でのみインターネットの利用を許可する等の監督対策を行っている。その他には、子供のインターネットの履歴をチェックしたり、ソーシャルネットワーク上の友人を選択したり、「友人」として子供のSNS活動を監視したり、子供がオンラインに利用するパスワードを知っておく等の対策を行なっている。また、子供と安全なオンラインの利用についてゆっくりと座って話うことや、常にそのことについて子供と気軽に話し合うこと等の対策等、子供のインターネットの利用に複数の安全対策を取り入れている⁵¹⁸。

Ofcomの報告書によると、保護者の73%が、子供のSNSサイトの利用を確認している。2012年からの統計によると、同じSNSサイト上で保護者と子供がプロフィールを持つ場合は97%が「友人」としている⁵¹⁹。

子供が有害コンテンツを見るだろうと推測した割合は、8歳～11歳の保護者では2012年より大きく増加している。実際に、不安にさせるコンテンツあるいは嫌悪感を与えるコンテンツを見たという8歳～15歳の子供の数は増加している⁵²⁰。

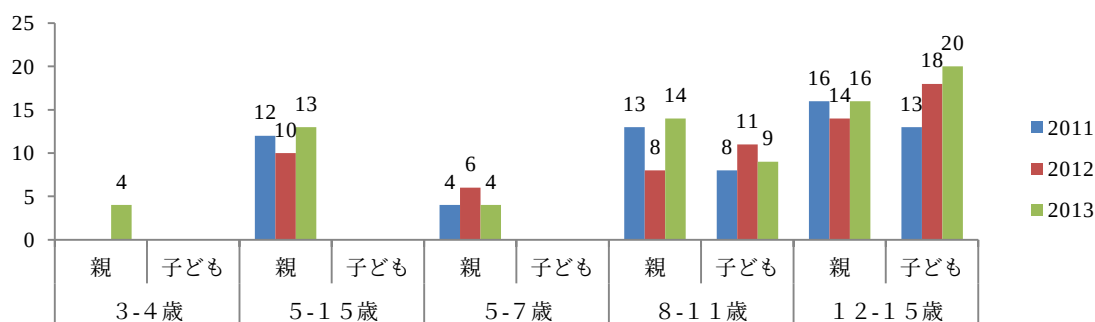
⁵¹⁷ National Crime Agency 2013年「Summit agrees action to rid internet of child abuse」
<http://www.nationalcrimeagency.gov.uk/news/259-summit-agrees-action-to-rid-internet-of-child-abuse>

⁵¹⁸ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」P.49（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁵¹⁹ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.4-5（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁵²⁰ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.37-38（基準日2014年12月1日）
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

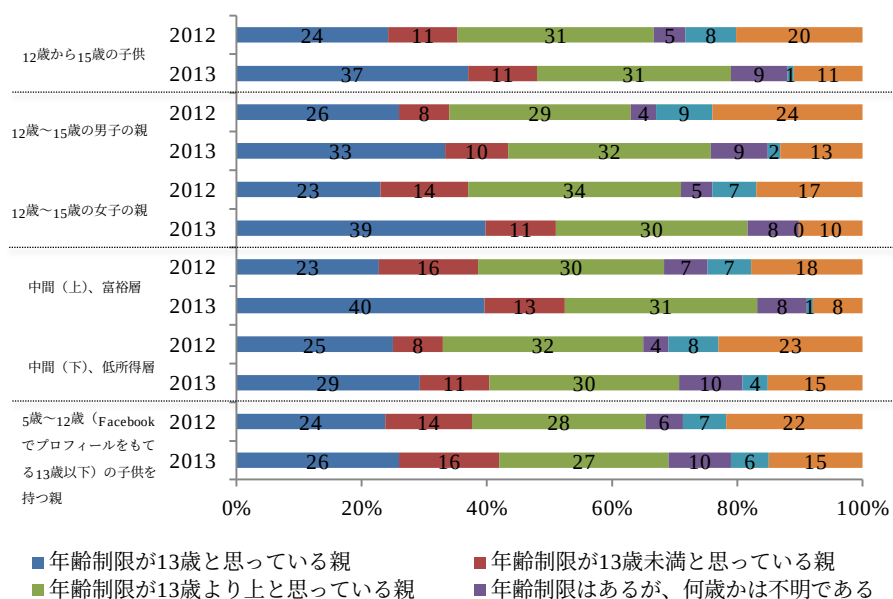
図 141 1年間に不快なコンテンツを見た経験のある子供と保護者
(年齢層別、2011年～2013年) (単位: %) ⁵²¹



(出典: Ofcom)

現在では、多くのSNSサイトで年齢制限を設けている。MySpaceでは利用者を14歳以上として、Facebookは、13歳～17歳の高校生もしくはカレッジの学生及び18歳以上の人にサービスを提供している⁵²²。ただし、これらのウェブサイトにも最少年齢があることを知らない保護者も多くいる。

図 142 保護者のFacebookにおける年齢制限の認識 (単位: %) ⁵²³



(出典: Ofcom)

⁵²¹ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.38 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

⁵²² 内閣府「インターネット上のレイティング・ゾーニングに関する青少年のインターネット環境整備状況等調査報告書」第3章オーストラリア (3) インターネット上の情報の分類 (レイティング、ゾーニング等)
http://www8.cao.go.jp/youth/youth-harm/chousa/h24/net-rating/4_10.html

⁵²³ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.64 (基準日2014年12月1日)
<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

2013年3月に政府に提出された「大人のためだけ？ オンラインポルノへの未成年アクセス (For Adults Only? Underage access to online porn)」報告書の中でテレビの視聴率を測定するのと同様な方法でソフトを利用して適正年齢の閲覧制限を行う方法が提案されている。しかし、この方法ではタブレット及び携帯電話での閲覧制限はできない⁵²⁴。

イ 行政措置

表 69 強制措置に関する法令・規制と監督機関・関係団体

法令/規制	監督官庁	関係団体
1998年データ保護法 (Data Protection Act1998)	情報コミッショナー事務局 (Information Commissioner's Office, ICO)	
1978年児童法 国際テロリスト法 2006年宗教的憎悪禁止法 1961年自殺法 1997年ハラスメント防止法 2010年平等法 悪意のある通信法 コンピュータ不正使用法 (Computer Misuse Act 1990)	教育省 司法省	CEOP IWF NSPCC
2003年性犯罪法 児童法 1960年わいせつに関する児童法 2003年性犯罪法：主要改正点 2006年警察司法法	内務省 司法省	CEOP IWF NSPCC
1978年児童保護法 1959年及び1964年猥褻刊行物法 1988年刑事司法 1994年刑事司法及び公共秩序法 2002年電子商取引施行規則2003年性犯罪法 2009年検死官及び刑事司法改革法 1996年名誉毀損法	内務省 文化・メディア・スポーツ省 司法省	CEOP IWF 通信局 BBFC
2003年通信法 1997年ハラスメント防止法 1988年悪意のある通信法 (Malicious Communications Act)	内務省 文化・メディア・スポーツ省 司法省	CEOP IWF 通信局 BBFC

(出典：NSPCC, IWF, CEOP等から作成)

(a) 政府の活動

内務省によると、性的児童虐待の取締り及び対応速度を上げていくために、CEOPの予算を増加し、捜査員の充実をはかることとしている。2013年に設立された国家犯罪

⁵²⁴ Department for Culture, Media and Sport 2013年「Tackling illegal images - new proactive approach to seek out child sexual abuse content」Gov.uk
<https://www.gov.uk/government/news/tackling-illegal-images-new-proactive-approach-to-look-out-child-sexual-abuse-content>

局（NCA）により、CEOPは国家犯罪局の一部となり、NCAの捜査員もCEOPと同じような児童保護における訓練を受けることとなる。それと同時にCEOPも予算の増加や人材の増加を得ることとなった。政府内では児童保護局と捜査局の一本化に賛否の意見が出ている⁵²⁵。

(b) 警察・捜査機関CEOPの活動

2006年に重大組織犯罪局の傘下として成立したCEOPは、2013年10月から国家犯罪局の一部として位置づけられ、性的児童虐待及び児童保護のみを目的として活動している。活動範囲としてオンライン上の犯罪捜査だけでなく、情報ネットワークのハブとして、性的児童虐待の国内での関係機関との連携を行っている⁵²⁶。

(c) Ofcomによる経済制裁

オンデマンドサービス事業者は、オンデマンド番組サービス（On-Demand Programme Services：ODPS）の登録を義務付けされている。Ofcomは、Playboy TV社、Demand Adult社及びStrictly Broadband社の三社に対して、「R18」と同様の18歳未満の閲覧防止を行うべきコンテンツを適切な対処をせずに配信したとして、経済的処分を行い、Demand Adult社に対しては£65,000、Playboy TV社に対しては£35,000の支払い命令を出した⁵²⁷。

(d) 児童保護団体による活動

2003年性犯罪法覚書により担当部局として位置づけられたIWFは、青少年の保護対策としての有害・違法コンテンツの削除活動を、チャリティー機関やインターネットにおける通報相談機関及び警察と連携して取り組んでいる⁵²⁸。インターネット上の有害・違法コンテンツがIWFに通報された場合、IWFのエキスパートにより分析が行われ、有害・違法コンテンツと判断されると「通知・削除」処置により対応される。IWFは、国際ネットワークのINHOPEと連携しており、海外でホスティングされている違法ウェブ

⁵²⁵ Home Office 2013年「Crime and Courts Bill- Fact sheet 11 of 12 on the National Crime Agency-The National Crime Agency: child protection」Gov.uk

https://www.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/98452/fs-nca-child-protection.pdf Culture, Media and Sport Committee 2014年「Online safety - Culture, Media and Sport Committee Contents -Conclusions and recommendations」Parliament Business

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmcumeds/729/72908.htm>

⁵²⁶ Culture, Media and Sport Committee, (2014) . 2 Child abuse images. Parliamentary business.

<http://www.publications.parliament.uk/pa/cm201314/cmselect/cmcumeds/729/72905.htm#a2>

⁵²⁷ Ofcom 2014年1月報告書「Ofcom Report on Internet Safety Measures」p.79

<http://stakeholders.ofcom.org.uk/binaries/internet/internet-safety-measures.pdf>

<http://media.ofcom.org.uk/news/2013/playboy-fined-100000-for-failing-to-protect-children/>

⁵²⁸ IWF 2014年「IWF URL List Policy and Procedures」

<https://www.iwf.org.uk/members/member-policies/url-list/iwf-url-list-policy-and-procedures>